

『2023年度 区分所有法条文ローラー講座』をご受講の皆様へ
講義内解説の訂正情報のご案内

この度は、『2023年度 区分所有法条文ローラー講座』をご受講いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

皆様には、ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんが、上記の通信講座内の講義において、講師の解説に不適切な点がございました。なお、この点につきテキストの表記に誤りはありません。お手数をおかけいたしますが、下表のとおり、訂正の上ご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

	訂正前	訂正後
p264 マ 12-07 肢3 についての解説	<u>管理組合法人の理事は共用部分を管理所有することができるから誤りであると説明</u>	<u>団地管理組合の管理者は共用部分を管理所有することができないから誤りであると説明</u>

【訂正を要する理由】

管理組合法人の理事は、管理者ではないため、(区分所有者でなければ、)規約によっても、共用部分を所有することはできません。また、講座テキスト P263 記載のとおり、区分所有法 27 条は団地関係に準用されないため、団地内の区分所有建物の共用部分を団地の管理者の所有とすることはできません。

また、万が一、その他の訂正が生じた場合は、LECマンション管理士・管理業務主任者ホームページ (アドレス <http://www.lec-jp.com/mankan/>) にて訂正情報を掲載いたします。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

令和5年4月
LEC東京リーガルマインド
マンション管理士・管理業務主任者事業本部